

さずな

第311号
令和5年1月1日発行



新年のごあいさつ

宇都宮市農業委員会

会長 篠崎 和一



新年あけましておめでとう
ございます。

令和3年に続きまして昨年も、新型コロナウイルスの感染対策に追われた1年だったと思います。いろいろなイベントは縮小や中止、会議等は書面決議等で行われました。そのような中で、42年ぶりに本県で開催されたいちご一會とちぎ国体・とちぎ大会は、県民に大きな感動を与えてくれました。

令和5年が災害の少ない穏やかで、平和な年でありますよう、そして私達農家の実り

の秋を宇都宮市民の皆さまと共に、喜びあえる年になりましょう願っております。

さて、農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の高齢化、農村人口の減少、遊休農地の増加、更には、ロシアによるウクライナへの侵攻、そして近年にない円安などにより、農産物の消費や価格が低迷する中、エネルギー価格の高騰はもとより肥料、飼料をはじめとする生産資材の高騰などにより、農業経営が大変困難な状況にあります。

様々な課題が多い中、本市農業委員会は、農家の声を市長に届け、更なる農業施策の充実のため「宇都宮市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書」を提出しております。この意見書は、農業者や新規参入者がその経営について意欲的に取り組めるよう市長に対して積極的な支援や援助を要望するものです。

今年、県内19の市町で農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選の年です。私達

24期農業委員会も7月で任期満了となります。この機会にと、全国農業委員会女性協議会、河宇地区農村女性会議等から女性の農業委員・推進委員の登用に向けた要請書が提出されました。方針決定の場への女性参画を進めるため、女性が積極的に手を挙げられるよう皆さまのご支援をお願いいたします。

結びに、私達24期農業委員会は任期満了の日まで高い倫理観を持ち、公平公正な活動に尽力しますので、農家の皆さま、関係機関の皆さまには、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。



宇都宮市農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

宇都宮市農業委員会委員の任期満了（令和5年7月19日）に伴い、農業委員および農地利用最適化推進委員となって活動していただける方を募集します。

農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する市町村の行政委員会です。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	30人以内
任期	令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間	
身分	宇都宮市の特別職の非常勤職員	
主な業務内容	農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し下記の活動を実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の権利移動や転用に係る調査や許認可 ○農地利用の最適化活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール、新規参入者への支援） ○農業者からの相談対応、農業者への助言 ○人・農地プランなど、地域の農業者等との話し合い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用の最適化活動（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール、新規参入者への支援） ○農業者からの相談対応、農業者への助言 ○人・農地プランなど、地域の農業者等との話し合い活動
推薦を受ける者および応募する者の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適正に行うことが出来る方	担当する区域において、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
	ただし、次のいずれかに該当する方は委員になることができません。 1 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの方 3 市税の滞納がある方	
報酬等	市の条例に基づく	
推薦および応募の手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員候補者および農地利用最適化推進委員候補者には、地域の農業者（18歳以上の農業者3名）、農業者等で組織する団体等から推薦することも自ら応募することもできます。 ・ 所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、宇都宮市農業委員会事務局まで提出してください。 ・ なお、推薦および応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。 ・ 所定の様式は農業委員会事務局窓口（市役所本庁舎7階）にあります。 ・ 宇都宮市のホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/ 「ページID検索」から検索できます。 ページID 1030357 ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦または応募することはできますが、兼任することはできません。 	
受付期間および提出場所	令和5年2月1日（水）から3月3日（金） 午前8時30分から午後5時15分 宇都宮市農業委員会事務局（市役所本庁舎7階）〒320-8504 宇都宮市旭1丁目1番5号	
推薦および応募状況の公表	受付期間の中間（2月中旬）および期間終了後に次の内容を公表します。 1 推薦をする方（個人）の氏名、職業、年齢および性別 2 推薦をする方（法人または団体）の名称、目的、代表者等の氏名、構成員の人数、構成員の資格および要件等 3 推薦を受ける方または応募する方の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況 4 推薦を受ける方または応募する方が認定農業者等であるか否かの別 5 推薦または応募の理由 6 推薦を受ける方および応募をする方が同時に農業委員または農地利用最適化推進委員に推薦されているまたは応募しているか否かの別	
選考方法等	宇都宮市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類等をもとに選考します。選考結果は、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に文書により通知します。市議会の同意を得て市長が任命します。	宇都宮市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類等をもとに選考します。選考結果は、推薦した方、推薦を受けた方及び応募した方に文書により通知します。農業委員会の議決を経て農業委員会が委嘱します。
問い合わせ先	宇都宮市農業委員会事務局 〒320-8504 宇都宮市旭1丁目1番5号 電話 028-632-2812	

令和4年度 宇都宮市農林業祭 農林業功労者表彰式

11月20日(日)令和4年度宇都宮市農林業祭農林業功労者表彰式が行われました。
本市農林業行政ならびに農林業振興に尽力し、その功績が顕著である個人や団体を表彰するもので、次の16名の皆様と3団体が表彰されました。

◆ 特別表彰

個人

市村 臣久 様
大木 收一 様
大森 澄雄 様
相良 利和 様
芝野 三郎 様
林 常夫 様

団体

SK農村環境保全会
Zuttoきよはら
農村共同館コミュニティ徳次郎



◆ 一般表彰

個人

赤羽 博行 様	(故)田崎 均 様
石原 典男 様	永見 幹夫 様
市村 勝男 様	濱崎 道夫 様
小林 章泰 様	藤田 栄一郎 様
鈴木 敏夫 様	藤田 ミサ 様



農業委員会からのお知らせ

■ 農地の違反転用は止めましょう！

農地転用には許可が必要です。

- 農地を農地以外に用途を変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあつては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあつては1億円の罰金という罰則の適用もあります。

なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局までお越しいただき、直接ご相談ください。

- 耕作者が自ら耕作を行っている農地(2アール未満のものに限る。)に農業用施設(農業用倉庫等)を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設用地とするための願出が必要になります。なお、農用地区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

■ 農地の適正管理と

農地パトロールにご協力をお願いします。

- 遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地が遊休化した場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正管理にご協力ください。
- 農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止、無断転

用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立入ることになりますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。

■ 農地を相続した場合には

『農業委員会への届出』が必要です。

- 平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、農地が所在する市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられました。

なお、届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則がありますので、必ず農業委員会への届出をお願いします。

■ 農地取得後及び農地改良後は『3年3作』以上が原則です。

- 農地の権利取得や農地改良(農地の利用増進のための盛土等)については、いずれも耕作を目的とした許可であり、土地の転売や農地転用が目的で許可を受けることのないよう、許可後、3年以上耕作(「3年3作」)の実績がない場合、所有権の移転・賃借権の設定・農地転用等は認められません。

■ 農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

- 自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ 028 (632) 2812・2815
農地調整グループ ☎ 028 (632) 2813・2814

就農にあたっては、「人のやらないことに価値がある」と重労働で難しいとされる原木しいたけの栽培を選挙し、当時、県の講習会で出会った方から栽培方法を教えてもらいながら経営をはじめました。初の出荷時期を迎えた翌年の3月、福島原発事故による放射

能汚染の影響を受け、出荷停止や原木の処分を余儀なくされてしまい、ようやく出荷が可能となったのは就農4年目の時だったそうです。

現在は、「植え付けた菌が順調に原木の中で生きていくか目で確認できないため、天気や湿度から原木の濁き具合を推測して管理しなければならぬ」と難しさを感じながらも、原木2万本分のしいたけ栽培に加え、7年前からはじめたブドウ栽培を1haの畑で行っています。

農業経営について「管理しきれない山林や畑を活用すること、管理に困っていた所有者の手助けができる上に、景観をきれいにできることがうれしい」とやりがいを語る一方で「ただ栽培したものを売るだけでは利益にならない」と感じており、ワインに合うしいたけの加工商品の開発に力を入れています。

休日は、お酒好きということもあり、夫婦で取引先のレストランへ食事に行くなど家族の時間を過ごしているとのこと。

今後の抱負を伺うと「自分が農業をすることで里山を再生していきたい」と力強く語っていただきました。

紹介します

次代を担う若い力

よしむら 吉村 きよし 潔さん (城山地区)



丹精こめてつくってます！

キラリ☆とあぐり美人



はじめての出荷が楽しみです

くりた はるな 栗田 春奈さん (河内地区)

★栽培作物 イチゴ、ラズベリー

★家族 夫(42歳)、長男(13歳)、長女(9歳)

Q 農業をはじめたきっかけは？

A 宇大農学部を卒業後、地元福島県の農業分野の専門職員として、働いていましたが、結婚を期に栃木に移りました。現在も栃木6次産業サポートセンターの企画推進員として働いており、昔からの夢だった農家になりたいと思い兼業ではじめました。

Q 就農はどのように？

A 2年前から研修を受け、今年の4月に宇都宮市農業公社から紹介いただいた農地を所有するとともに、好きな宝塚歌劇団の女優から名前を頂戴した「紅ファーム」を設立しました。

Q 農業をやっていて良かったことは？

A 作物の栽培を通じて雇用しているパートさんと和気あいあいと仕事ができることです。

Q 経営や栽培で心がけていることは？

A 草刈りや資材の片付けなど職場をきれいに保つことで、働きやすい環境作りを心掛けています。

Q 春奈さんにとって家族とは？

A 家族も仕事や学校が休みのときに手伝ってくれます。息子は、将来農家になりたいと言っていて、自分の人生を歩んでほしいと思っていますが、期待しています。

Q リフレッシュはどのように？

A 娘と宝塚歌劇団のライブ配信を観たり、子どもが2人共バレエを習っているの、踊っている様子を見守っています。

Q 今後の抱負をお願いします！

A 子供達に農業の魅力伝えていくことと、美味しいと言ってもらえるイチゴの栽培を頑張りたいです。

中央地区の生産緑地制度と人・農地プランについて



宇都宮市の中心部に位置する中央地区は、農地の宅地化が進み、ここ数年で大型店舗、マンション、建売住宅、福祉施設などが次々に建ち、農地は減少しました。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、当地区では、高額の固定資産税、相続税などにより農地を保有するのが難しいと考えられます。

そうした中、生産緑地制度が昨年5月に開始されました。生産緑地地区として都市計画に定めることで、適正な環境の保全、防災、貴重な緑や景観の保全など様々な機能を有することができます。そのため、指定から30年間は農

地として管理することも義務付けられます。固定資産税、都市計画税の課税が高い中央地区にとってこの制度は、農地課税の見直しに良い機会だと思われました。

しかし、生産緑地地区を指定できる区域の中には中央地区のほとんどの農地が含まれていません。市街化区域の農地はどうなるのか？中央地区の農業経営の先が見えてこない状況で30年間の生産緑地制度による農地の維持は大変なことですが、農地課税の見直しは必要なことです。相続税納税猶予の適用要件である営農継続期間の20年間も長いので見直すよう要望書を国に提出しております。年々減少する農地に生産緑地制度の必要性を地区でもう一度考えたいと思います。

人・農地プランの計画は耕作農地の多い細谷地区で実施することになりました。認定農業者や後継者の少ない中で農地の集積・集約が図り難いですが、今後も農地を維持していくために5年から10年後の地区の課題を参加者と話し合い、計画を決めました。

【現在までの取組】

- ① 高収益作物の導入
- ② 都市農業の多面的機能・役割
- ③ 担い手の確保・育成
- ④ 機械や施設などの共同利用

【これからの活動】

- ① 地域の小学校への農園の提供
- ② 15年続いている学校給食への野菜の納品の継続
- ③ 協同作業・機械の共有（大豆・そば）
- ④ 中央地区農業祭実施

人・農地プランの取組については、中央地区ならではの都市農業の多面的な機能や役割の維持、向上を目指した地域づくりに取り組んでいきたいと思えます。



編集委員 岩上 初枝

地場農産物・販売店等マッチング事業をご活用ください

農業者の皆様と販売店の皆様のマッチングをサポート！

「地場農産物・販売店等マッチング事業」では、宇都宮市内の農業者の皆様と販売店等の実需者の皆様とのビジネスマッチングのサポートを行います。

心を込めて育てた自慢の農産物をたくさんの人に食べてもらいたい！

農業者

マッチング

販売店等

宇都宮産の新鮮な農産物を使って、地産地消の特徴ある商品を販売したい！

- ※ 取引の成立を保証するものではありません。
- ※ 取引条件は、農業者の皆様と販売店の皆様との交渉により決定していただきます。

詳しくはコチラ



問い合わせ先

宇都宮市地産地消推進会議事務局（農林生産流通課 農産物マーケティンググループ）

☎ 028(632)2843 FAX:028(639)0618

軽油引取税に係る令和5年分農業用免税証の交付申請について

令和5年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、
交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

- (1) 受付会場：栃木県河内庁舎 5階大会議室
(住所：竹林町 1030-2)
- (2) 受付時間：午前 8:45～11:15 午後 1:00～3:30
- (3) 受付期日：必ず住所地の指定日(午前・午後の指定あり)に申請してください。

期 日	指 定 地 区
R5.1.11 (水)	午前 上河内地区
	午後 上河内地区
R5.1.12 (木)	午前 上河内地区
	午後 河内地区
R5.1.13 (金)	午前 河内地区
	午後 河内地区
R5.1.16 (月)	午前 城山地区
	午後 富屋地区、篠井地区
R5.1.17 (火)	午前 横川地区
	午後 平石地区
R5.1.18 (水)	午前 本庁地区、姿川地区
	午後 瑞穂野地区、雀宮地区
R5.1.19 (木)	午前 豊郷地区
	午後 清原地区、国本地区

※上記の指定日に都合がつかない場合には、次の予備申請期間に申請してください。

予備申請期間：2/13(月)～15(水)

午前 8:45～11:15 午後 1:00～3:30

会場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室

2 持参するもの

- (1) 新規申請以外の方
 - ①免税軽油使用者証 ②印鑑
 - ③免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参 ※コピー可)
 - ④420円(手数料)(①の使用者証が今回更新の方のみ)

⑤農業委員会が発行する耕作証明書(交付数量の再計算を希望される方のみ)

(2) 新規申請の方

- ①印鑑 ②農業委員会が発行する耕作証明書
- ③作付内容のメモや使用機械のカタログ等 ④420円(手数料)

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方→申請日に即日交付します。
新規申請の方及び追加交付希望の方→後日、県税事務所窓口で交付いたします。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- (1) 耕作証明書の添付について
免税軽油使用者証更新申請時の耕作証明書の添付は不要になりました。

(新規申請及び交付数量の再計算を希望する方は必要です)

※ 詳しくは宇都宮県税事務所にお問い合わせください。

- (2) 納品書等の持参について
報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は、免税証の即日交付はできません。
紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。(新規申請の方を除く。)

- (3) 感染症予防対策について
マスク着用をお願いいたします。
発熱、体調の悪い方は、来場をお控えください。

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課

☎ 028 (626) 3018

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先

農業委員会事務局

農地最適化・管理グループ ☎ 028 (632) 2812

農業における省エネルギーを推進しましょう!

省エネルギーの取組により燃油使用量の削減を図ることは、生産コストの低減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減を進める上で重要です。

① 燃油暖房機の点検整備を徹底しましょう

暖房機の加温能力を最大限に引き出すために、定期的にメンテナンスを行いましょう。

② 栽培方法と経営収支を確認しましょう

栽培方法や施設設備を見直す場合は、省エネルギーに適した作型等への転換や代替エネルギーの導入など、省エネルギー型の機器の導入を検討しましょう。

③ 温室内の環境改善に努めましょう

温室の保温効果を高めるためには、被覆面に隙間を作らないことが大切です。被覆資材の状態を確認した上で、定期的に更新しましょう。

【問い合わせ先】

農林生産流通課

生産振興グループ ☎ 028 (632) 2466

雪害防止対策を徹底しましょう!!

降雪による農業用ハウスの倒壊などの被害防止のため、日頃の点検や事前・事後の対策を行いましょう。詳しい対策については、県のホームページをご覧ください。

■事前対策

- ・日頃からハウスを点検し補修を行い、補強用の支柱などを事前に準備する。
- ・暖房機の動作確認、施設周囲の排水対策などをする。
- ・雪が滑落しやすいように被覆材表面の突起物の除去や、被覆材のたるみを改善する。
- ・万一、被害が発生した場合の備えとして、農業共済や収入保険等に加入する。



県HP (農業災害対策)

■降雪時の対策

- ・内部被覆を開放し暖気や地熱による融雪や、加温器・ウォーターカーテンを活用した事前加温を行う。
- ・早めの雪下ろしや施設側面の除雪を徹底する。



栃木県農業共済組合HP (収入保険等)

【問い合わせ先】

農業企画課 企画調整グループ ☎ 028(632)2299

農林生産流通課 生産振興グループ ☎ 028(632)2466

肥料価格高騰対策のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費を支援します

■対象となる肥料

令和4年6月～令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）

※来年春肥については、国の申請スケジュール上、申請時までに発注したものが対象となります。

■支援の内容

化学肥料低減の取組みを行ったうえで前年度から増加した肥料費の7割を交付

■対象者

販売実績のある農業者に限ります。

■申請方法、問い合わせ先

肥料販売店等でとりまとめて申請しますので、購入先の店舗へお問い合わせください。店舗で申請を受け付けていない場合は、県河内農業振興事務所（☎028-626-3061）へ、また、JA組合員の方は、最寄りの営農経済センターまたは営農企画課へお問い合わせ

ください。

■申請に必要なもの

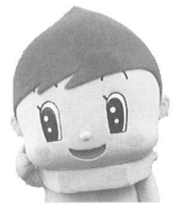
- ①本年秋肥（令和4年6月～10月）、来年春肥（令和4年11月～令和5年5月）の購入価格がわかるもの（注文票など）のほか、領収書または請求書が必要です。
- ②化学肥料低減計画書（化学肥料低減に向けた取り組みに2つ以上取り組んでください。）

詳しくは市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/nougyou/oshirase/1030120.html>

問い合わせ先 農林生産流通課 生産振興グループ ☎028(632)2466

農業集落排水事業の分担金を支払済の方でまだ接続していない方は早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。



■融資あっせん制度について

排水処理施設に接続する際、くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について80万円を限度に無利子の融資をあっせんします。工事を依頼する際に指定工事店に御相談ください。

なお、工事の終了後は利用できません。

■接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店に御依頼ください。上下水道局ホームページから、指定工事店一覧が御覧になれます。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した定額制です。御家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + 人員割 352円×使用人数 = 1か月の使用料（税込）

※下水道の使用料金は、原則として2か月分の請求になります。

農業集落排水処理施設をお使いの方で、御家族の人数に変更がある場合は、お早めに御連絡ください。

【問い合わせ先】 ●使用料について

上下水道局 サービスセンター ☎028(633)3127

●接続工事・融資あっせん制度について

上下水道局 工事受付センター ☎028(633)3164

6次産業を学ぼう！アグリネットワーク研究会

農商工連携・6次産業化による宇都宮産農産物の需要拡大・活用促進を図るため、うつのみやアグリネットワークにおいて、研究会を開催します。

日時/令和5年2月3日（金）
14時～16時

場所/㈱オニックスジャパン
（住所：中里町677-8）

内容/「売れる商品開発のヒントを教えます！6次産業化の実例から今後の可能性を考えよう」
㈱オニックスジャパンの「加工施設の見学」及び「大西 盛明社長による講話」を通して、6次産業化の実例を学ぶとともに、6次産業化の可能性について考えを深める。

対象/アグリネットワーク会員（6次産業化に興味のある農業者や事業者など）

定員/先着20名程度

申込期限/1月25日（水）

申込方法/申込用紙（農業王国うつのみやHPから取り出し可）に必要な事項を書き、ファクス又はEメールでお申し込みください。（市役所7階・農林生産流通課）



アグリネットワーク
会員登録

アグリネットワーク 新規会員募集中

応援します！宇都宮の農業

うつのみやアグリネットワークでは、あなたがつくるこだわりの農産物を活かした新たな商品づくりや出来上がった商品のPRを支援いたします。また、メールマガジンの配信による商品開発等に関する情報収集が可能です。入会及び年会費は無料です。

また、Youtube「うつのみやアグリネットワークちゃんねる」において、会員PRやマーケティング講座の概要などを配信しております。ぜひご覧ください！



うつのみやアグリネットワークちゃんねる

【問い合わせ先】

うつのみやアグリネットワーク運営委員会事務局（農林生産流通課内）

Eメール :info@u-agrinet.jp ☎028(632)2843 FAX 028(639)0618

農業王国
うつのみやHP▶



横川地区の新嘗祭献穀米事業について

横川地区で新嘗祭献穀米事業が昨年、執り行われました。

新嘗祭の由来は、明治15年12月、東京に府県知事、県令参集のおり、岩倉湯大臣より大嘗（おおいえ）新嘗（にいなめ）の祭典に関する演説があり、明治45年4月16日付け東京都知事外四十五知事連盟による「新嘗共献納の儀に府願」が宮内大臣に提出され、同年4月22日聴許の指令がありました。それ以来、毎年各府県の有志農民により、新穀を献納するようになりました。



新嘗祭は、毎年、その年に収穫した新しい穀物を宮

中で天皇陛下自らが11月22日から24日に執り行われる祭儀であり、新嘗の意義は「新の饗」即ち、新たに調えられる食物を神々に奉り、感謝することであります。

なお、11月22日は宮中の綾崎殿において「鎮魂の儀」が、23日は新嘉の殿において「新嘗の儀」が、24日は早朝に「暁の儀」が続けて執り行われます。

新嘗祭献穀米事業の内容ですが、4月26日に播種（御播種祭）を行っています。種子は代々継続されているとのことです。



5月25日に田植え（御田植祭）

9月28日に稲刈り（御收穫祭）が執り行われました。10月上中旬に脱穀調整を行い、10月25日に献納されました。

播種は納屋で、西方に若竹を立てて、しめ縄を取り付け、宮司の祝詞奉上げ後、実行委員長、奉耕者夫婦で行われました。

田植えは、播種の時同様、宮司の祝詞後、実行委員長、奉耕者夫婦、早乙女4名、計7名で行われました。

稲刈りは、宮司の祝詞後、参集者全員で行われました。田植え、稲刈りとも天候に恵まれ、地域の多くの人達が来場されました。

編集委員 入江正幸

編集

農委だより編集委員会

編集委員長 岩上 初枝

副委員長 入江 正幸

委員 平出 清一

委員 天谷 玉枝

委員 鎌倉 健次

委員 竹原 俊夫

委員 手塚 孝一

発行

宇都宮市農業委員会

☎ (632) 2815

令和5年度の農用区域の変更（除外）に係る日程について

市では、優良農地を確保・保全するため、農業振興地域整備計画に基づき農用区域を設定し、農地の無秩序な開発を制限しています。

農用区域からの変更（除外）受付月は年3回で、令和5年度の申出に係る日程は下記の通りです。

申出の受付に際し、農用区域からの変更(除外)受付等日程では、開発行為や農地転用に係る関係課との事前協議を済ませておく必要がありますので、お早めにご相談ください。

受付月	除外決定月(予定)
令和5年4月	令和5年12月
令和5年8月	令和6年4月
令和5年12月	令和6年8月

【問い合わせ先】 農業企画課 担い手・農地調整グループ ☎028 (632) 2473

農地の景観保全の取組や 農業者団体の機械購入を助成します。

市では、「実質化された人・農地プラン」において、「農地の守り手・支え手」として登載された皆様に対し、販売用作物を作付けるまでの間の、農地の景観保全・地力増進の取組や、共同（団体）での農業機械の購入に対し、支援事業を次のとおり実施しております。

- ① 農地の守り手・支え手確保育成支援事業**
・景観形成作物(菜の花、レンゲなど)や地力増進作物(ソルガム、クローバ類など)の作付けに対し、交付金を交付します。
- ② 農地の守り手・支え手農業機械等導入支援事業**
・「農地の守り手・支え手」を含む農業者団体に対し、農業機械の購入額の一部を補助します。

※「農地の守り手・支え手」への登載の仕方や、申し込み方法、詳しい補助の条件などは、お問合せください。

【問い合わせ先】 農業企画課 担い手・農地調整グループ ☎028 (632) 2473